

令和7年度 鶉野ピースツーリズム推進事業委託
プロポーザル募集要領

加西市地域部
観光課
(令和7年4月)

1 趣旨

本事業は、令和4年度に鶉野飛行場跡地にオープンした加西市地域活性化拠点施設 sora かさい（以下「sora かさい」という。）及び周辺の歴史遺跡群（以下「フィールドミュージアム」という。）を活用し、ピースツーリズムを構築し、地域交流と活性化を軸にしてフィールドミュージアムへの来訪者の増加を図るとともに、来訪者と加西市の関係性の深化に繋げることを目的とする。

また、あわせて、ツーリズム構築においては、来訪者向けに交通アクセシビリティを向上させ、来訪者の利便性を確保し、市内周遊促進により、加西市の活性化に寄与するとともに、グリーンスローモビリティについては、人口減少社会や少子高齢化の進展などによる将来的な公共交通の変化に対応するため、地域交通のための次世代型モビリティに対応したドライバーの人員育成の検討・導入を目的とした取り組みを行うものとする。

なお、本業務の遂行に当たっては、住民や事業者間の相互調整など専門的知識や経験を要する事から、受託事業者の選定は、公募型プロポーザル方式で実施し、受託事業者との官民協働事業とすることで、市が知識や経験を習得し、本市の平和事業及び観光振興行政の発展に寄与するものとする

2 業務の概要 別記仕様書のとおり

3 提案上限額（予算額）

8, 200, 000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

4 契約候補者等決定までの流れ

- (1) プロポーザルへの参加を予定する者（以下、「参加予定者」という。）は、指定期日までに市にプロポーザル参加申込書、参加資格審査書類及び企画提案書等を提出する。
- (2) 市からプレゼンテーション審査の参加依頼を受けた者は、契約候補者等の選定のためのプレゼンテーション審査を受けるものとする（プロポーザル参加者が多数となった場合は、書類審査による第1次審査を行う）。
- (3) 市は、審査の結果、得点が最上位となった者を「契約候補者」、第2位となった者を「次点者」として選定し、まず契約候補者と期間を定めて企画提案の内容をもとに契約締結に向けて契約条件等について協議を行うものとする。
- (4) 上記(3)の期間内に市と契約候補者との協議が整わない場合は、市は次点者と協議を行うものとする。
- (5) 本プロポーザルに係る日程については、「15日程及び提出書類等」のとおりとする。

5 参加者の資格要件

参加者は、次のすべての要件を満たさなければならない。

【参加資格要件の一覧】

番号	資格要件	内 容	提出書類
1	事業所の所在地	兵庫県（加西市）内に本店又は契約締結権限を委任する営業所等を有する者であること	登記事項証明書 ※登記簿謄本等
2	事務所の要件	旅行業法に定めのある旅行業又は旅行業者代理業の登録があること	業許可証等の写し
3	業務実績	過去5年間において、本案件と同種及び同程度と認められる業務の履行実績があること	業務実績調書（別記様式1） ※実績を証明する契約書等の写し
4	① 入札参加資格者名簿への登録	加西市財務規則（昭和42年加西市規則第40号）第105条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録されていること ただし、対象業務の性質又は目的からして、入札参加資格者名簿に未登録事業者の参加や業務遂行のために新しく企業、団体等を設立し参加を認める場合は、所定の期日までに加西市財務規則（昭和42年加西市規則第40号）第105条第2項に規定する入札参加資格者名簿に登録できることを条件としてプロポーザルに参加させることができるものとする。	入札参加資格者名簿についての誓約書（別記様式2）
	② 地方自治法施行令第167条の4の規定	プロポーザル参加表明から契約締結日の間において地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること ※契約を締結する能力を有しない者及び破産者でないこと	参加資格についての誓約書（別記様式3）
	③ 指名停止措置	参加表明から契約締結日の期間において加西市工事請負等契約に係る指名停止の措置要領（平成6年加西市訓令第23号）に規定する指名停止の措置要件に該当しないこと。	参加資格についての誓約書（別記様式3）
	④ 契約の相手方としての適格性	加西市暴力団排除条例（平成24年加西市条例第1号）に規定する暴力団等でないこと	暴力団排除条例に関する誓約書（別記様式4）
	⑤ 市税の納付状況	市税を滞納していないこと	市税納税証明書（別記様式5） ※市内業者のみ
	⑥ 消費税及び地方消費税の納付状況	消費税及び地方消費税を滞納していないこと	納税証明書 ※税務署の発行するもの

5	経営の安定性	会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てを行っている者でないこと	財務諸表（損益計算書及び貸借対照表）
---	--------	-------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------

6 説明会

説明会は開催しない。

7 質疑・回答

質疑・回答については、次のとおり行うこととする。

(1) 質問がある場合は、「質問及び回答書」（様式 3）に質問事項を記載のうえ、令和 7 年 4 月 28 日までに、FAX または電子メールにより所管課宛に送信すること。

メールの件名は「鶉野ピースツーリズム推進事業委託に係るプロポーザルの問い合わせについて（会社名）」とすること。

(2) 質疑に対する回答は、令和 7 年 5 月 1 日までに、市ホームページに掲載する。

※ 参加資格要件を満たさないことが明らかな質問者からの質疑については、市は回答しないことができる。

8 参加予定者の資格審査・参加申込

(1) 参加申込

プロポーザルへの参加者は、「プロポーザル参加申込書」（様式 1）に必要事項を記入、代表者印を押印のうえ、企画提案書および参加資格審査書類等の関係書類を添えて所管課に提出すること。

(2) 参加を辞退する場合

参加申込者がプロポーザル参加を途中辞退する場合には、「プロポーザル参加辞退届」（様式 2）に必要事項を記入し、代表者印を押印のうえ、参加申込期限までに所管課に提出するものとする。

9 企画提案書および参加資格審査書類等について

(1) 企画提案書および参加資格審査書類等の作成

参加者は、仕様書に基づき、考えうる最適な方策を企画提案書等により提案するものとする。企画提案は 1 者につき 1 件とする。

なお、企画提案書等に記載された内容については、提出された見積書の金額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

ア 企画提案書

企画提案書作成項目及び仕様書等を参照のうえ、項目順に作成すること。

書式は任意とするが、用紙は A4 とし、頁数は表紙・目次を除いて 20 ページ以内とする。

イ 見積書及び見積内訳書

履行期間内に本業務内容を実施するための費用を提案上限額の範囲内で作成することし、上限額を超える見積書は無効とする。(様式は任意。代表者職氏名を記入し、押印のこと。)
金額は消費税等込みの金額を記入すること。

【企画提案書作成項目】

① 事業所概要
② 組織体制・人員配置計画
③ 企画提案内容
④ 業務工程表
⑤ 見積書及び見積内訳書

【企画提案書提出部数】

- ・ 正本 1部
- ・ 副本 7部

ウ 参加資格審査書類

【参加資格審査書類】

① 会社概要（パンフレット等）
② 事務所の要件（業許可証等写し）
③ 業務実績調書（別記様式1）
④ 入札参加資格者名簿登録についての誓約書（別記様式2）
⑤ 参加資格についての誓約書（別記様式3）
⑥ 暴力団排除条例に関する誓約書（別記様式4）
⑦ 市税納税証明書（別記様式5）
⑧ 納税証明書（消費税等）
⑨ 登記事項証明書
⑩ 印鑑証明書
⑪ 決算関係書類（財務諸表等）

※入札参加名簿に記載されている場合は、④、⑦～⑪は省略できる。

【参加資格審査書類提出部数】

- ・ 正本 1部

(2) 提出の期限、方法及び場所

期限：令和7年5月16日（金）17時必着（ただし、土・日曜、祝日を除く。）

方法：直接観光課窓口へ持参か、書留郵便とする。

（電子メールでの提出は不可）

場所：加西市役所 2階 地域部観光課

加西市北条町横尾 1000 番地

※ 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

※ 郵送による提出の場合、提出期限までに市に到着しなかったものは受け付けない。

(3) 企画提案書に対する質問

企画提案書等の内容について、市が参加者に問い合わせを行った場合は、問い合わせを受けた参加者は速やかに回答するものとする。

10 プロポーザル選定委員会の設置

契約候補者等の選定は、鶉野ピースツーリズム推進事業公募型プロポーザル選定委員会を設置し行うものとする。

11 第1次審査（書類審査）通過者の決定

企画提案書の内容、実施体制等を書類審査し、第2次審査に進む者（以下「第1次審査通過者」という。）を選定し、参加申込書に記載された担当者宛に電子メールで通知する。

12 第2次審査（プレゼンテーションによる審査）

(1) 第1次審査通過者を対象にプレゼンテーションを実施する。

- ① 1申請者あたりの説明時間は20分以内、質疑応答は20分以内とする。なお、グループ申請の場合は、すべてのグループ構成団体から説明者が出席すること。
- ② プレゼンテーションに必要な機器は、参加者が用意すること。ただし、電源及びプロジェクター、スクリーン、RGB又はHDMIケーブルは市が用意する。
- ③ 参加者の出席者は5名以内とする。
- ④ 市は、プレゼンテーション内容を録画又は録音することができる。

13 契約候補者等の選定

契約候補者等の選定については、「別紙1 プロポーザル評価基準」により、契約候補者及び次点者を決定する。

なお、総合評価点と同じ場合は、事前に設定した項目の点数が高い者を上位者とする。

また、参加者が1者の場合、評価結果が最低基準点に達しない場合には、契約候補者として選定しないものとする。

14 契約締結に向けての協議

(1) 仕様等の確定について

所管課は、契約締結に向けて、契約候補者と協議を行うが、契約候補者の選定をもって契約候補者の企画提案書等に記載された全内容を承認するものではない。

協議において、必要な範囲内において企画提案書の項目の見直しを行ったうえで本契約の仕様に反映させることとするが、募集要領に示した基本となる事項については変更できない。次

点者においても同様とする。

(2) 契約金額について

契約金額は原則として、企画提案時に提出した見積額を超えないこととする。ただし、協議時に企画提案書等に記載された項目に追加等があった場合はこの限りではない。

(3) 契約書について

契約書は、市が用意したものを使用する。

15 日程及び提出書類等

時 期	内 容
令和7年4月16日(水)	募集要領の告示、事業者募集開始
4月28日(月)	質問事項の受付期限
5月1日(木)	質問に対する回答
5月16日(金)	応募締め切り(提出書類締め切り)
5月19日(月)	第1次審査(書類審査)結果の通知
5月21日(水)	第2次審査(プレゼンテーション審査)
5月22日(木)	審査結果の通知
5月下旬	契約候補者との協議
5月下旬	契約締結
6月1日(日)	業務事業の開始

16 情報公開

選定の過程や評価結果については、加西市ホームページで公開する。

17 その他

(1) 参加希望者が次の事項のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 募集要領に定める事項に違反が判明した場合
- ② 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合
- ③ 募集要領に定める方法以外で市職員、選定委員等に対して本案件について接触をはかり、接触した事実が認められた場合
- ④ その他公平な競争の妨げになる行為・事実があったと市が判断した場合

(2) 企画提案に要する費用はすべて参加者の負担とする。

(3) 採用された企画提案書は、「加西市情報公開条例(平成9年加西市条例第1号)」に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

(4) 契約候補者となった場合、業務実績として本市の名前を挙げることは可能であるが、仕様書の公開等業務内容の詳細については本市の許可なく開示できないこととする。

(5) 提出された企画提案書等は返却せず市の所有物として組織内で複写・配付を行う場合がある。

(6) 本要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮のうえ、適宜市が判断するもの

とする。

18 問い合わせ先

加西市役所地域部観光課 担当 曾根、廣田

電 話：0790-42-8756

F A X：0790-42-8745

E-mail：kanko@city.kasai.lg.jp